

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【会社名】	横河電機株式会社
【英訳名】	Yokogawa Electric Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西島 剛志
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422)52-5530
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422)52-5530
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定
【縦覧に供する場所】	横河電機株式会社中部支店 (愛知県名古屋市熱田区一番三丁目5番19号) 横河電機株式会社関西支社 (大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号 プリーゼタワー内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年8月7日の取締役会において、平成27年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である横河電子機器株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	横河電子機器株式会社
本店の所在地	神奈川県秦野市曾屋500番地
代表者の氏名	代表取締役社長 藤井 隆
資本金の額	3億円(平成27年3月31日)
純資産の額	45億円(平成27年3月31日)
総資産の額	124億円(平成27年3月31日)
事業の内容	航海機器事業・防衛特機事業・環境計測事業・航空燃焼事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 (百万円)

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	14,782	15,571	17,076
営業利益	813	818	1,498
経常利益	817	835	1,553
当期純利益	495	468	863

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(平成27年3月31日現在)

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
横河電機株式会社	97.46%
ニチアス株式会社	1.46%
岩手銀行株式会社	1.07%
個人株主	0.01%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、平成27年3月31日現在、横河電子機器(株)の発行済株式数の97.4%を保有しています。
人的関係	常務取締役1名、非常勤取締役1名、非常勤監査役1名を派遣しています。
取引関係	売上高194百万円、仕入れ高99百万円、短期貸付金245百万円、人件費/情報システム費用506百万円の取引があります。

(2) 本株式交換の目的

当社は、グループ経営の機動性を高め、より効率的なグループ経営体制の構築を図ることを目的として、当社の連結子会社である横河電子機器(株)を本株式交換により完全子会社化することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、会社法第767条に基づく、当社を株式交換完全親会社、横河電子機器(株)を株式交換完全子会社とする株式交換です。

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ることなく、横河電子機器(株)については会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

当社は、株式交換契約に従い、当社が所有する自己の普通株式を、当社が横河電子機器(株)の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における横河電子機器株主(ただし、当社を除く。)に対し、その所有する横河電子機器(株)の普通株式1株につき、当社の普通株式8株の割合で割当て交付します。

当社は、本株式交換により、当社が所有する自己の普通株式208,528株(予定)を交付します。

その他の株式交換契約の内容

当社が横河電子機器(株)との間で平成27年8月7日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

横河電機株式会社(以下「甲」という)と横河電子機器株式会社(以下「乙」という)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(株式交換完全親会社と株式交換完全子会社)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済普通株式(ただし、甲が有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 甲 : 株式交換完全親会社
商号 : 横河電機株式会社
住所 : 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
- (2) 乙 : 株式交換完全子会社
商号 : 横河電子機器株式会社
住所 : 神奈川県秦野市曽屋500番地

第3条(本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という)に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に8を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式8株の割合をもって割り当てる。

3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第234条その他の関係法令の規定に基づき、これを処理するものとする。

第4条(資本金及び資本準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。)第39条に定めるところに従って、甲が定める。

第5条(本株式交換の効力発生日)

本株式交換が効力を発生する日は、平成27年10月1日(以下「効力発生日」という)とする。ただし、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し書面による合意のうえ、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認取締役会)

甲は、会社法第796条第2項本文に基づき、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで、平成27年8月7日に取締役会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を得ることにより本株式交換を行う。ただし、甲において、会社法第796条第3項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。)第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされ、本契約についての甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文に基づき、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで、平成27年8月5日に取締役会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を得ることにより本株式交換を行う。

3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予め甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの財産の管理及び事業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、本株式交換に関し、甲において、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされ、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、甲は効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を経ることができなかった場合には当然その効力を失うものとする。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が発生し又は判明した場合、本株式交換の実行に重大な支障となり得る事態が発生し又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し書面による合意のうえ、本株式交換にかかる条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年8月7日

甲： 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長 西島 剛志

乙： 神奈川県秦野市首屋500番地
横河電子機器株式会社
代表取締役社長 藤井 隆

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社ならびに横河電子機器(株)から独立した第三者機関である株式会社エキスパーツリンクに対して株式交換比率の算定を依頼しました。株式会社エキスパーツリンクは、当社の株式価値については市場株価方式、横河電子機器(株)の株式価値については今後の事業計画に基づくDCF方式(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式)、純資産方式を採用し、株式交換比率を算定しました。

当社は、上記の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、横河電子機器(株)と協議の上、上記株式交換比率を決定し、平成27年8月7日付で、株式交換契約を締結しました。株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

(5) 株式交換後に株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	横河電機株式会社
本店の所在地	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
代表者の氏名	代表取締役社長 西島 剛志
資本金の額	434億1百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	制御・計測・航空・船用関連機器等の製造、販売、エンジニアリング及び保守サービス等

以上